

# 個人住民税

# 特別徴収実施のご案内

■個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（個人市町民税＋個人県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

※所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない、ということはありませんか？

■地方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。（事業主（給与支払者）や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。）

※原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収（天引き）する必要があります。

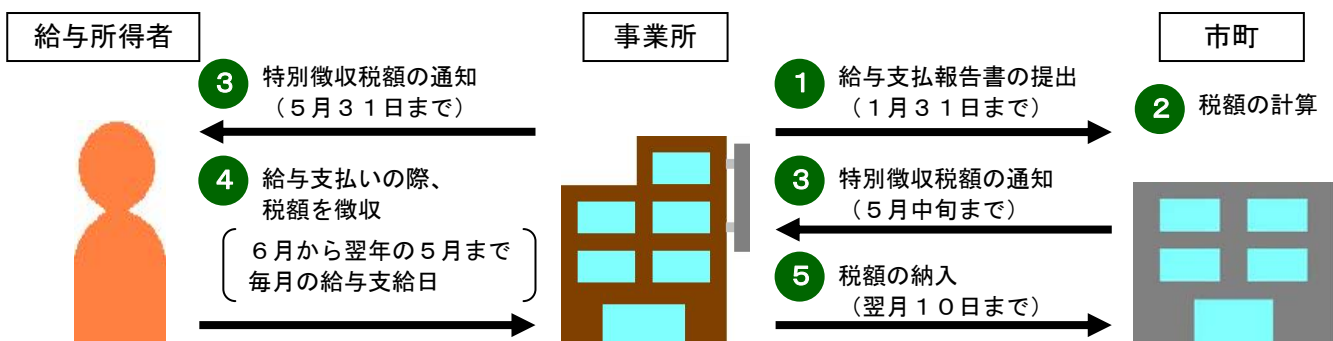
## 特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町へ納付していただきます。

## 納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

## 特別徴収の方法による納税のしくみ



# 個人住民税の特別徴収



Q

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業所（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。）

Q

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをすることで何かメリットはあるのですか。

A

個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町に納めていただくこととなります。

なお、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくてすみます。

また、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。（納期の特例の承認）

Q

パートやアルバイトからも特別徴収をしなければなりませんか。

A

原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような従業員からは特別徴収できませんので、個別に市町窓口へお申し出いただくこととなります。

- ・ 他から支給される給与から個人住民税が引かれている。
- ・ 退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
- ・ 給与の毎月支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- ・ 給与が毎月支給されない。